

国家公務員退職手当の支給の在り方等に関する検討会（第14回）

2008年5月29日（木）

**【塩野座長】** それでは定刻になりましたので、国家公務員退職手当の支給の在り方等に関する検討会、第14回を開催いたします。

本日の予定でございますが、報告書（案）について、議論を続けて行いたいと思います。できましたら、本日、報告書として取りまとめたいと思っておりますので、審議のご協力方、よろしくお願いいたします。

本日お示しする案は、前回の会合の後、私と阪田代理、それから山本委員とで別途集まりまして、前回の議論を踏まえた上で、さらに検討を行い、事務局に整理してもらったものです。

それではまず、事務局から前回の案からの変更点について、項目ごとに説明をしてもらいまして、その都度ご議論をいただき、確定していきたいと思っております。

**【中島参事官】** お手元の資料といたしまして、5月29日という日にちの入ったものが、きょうの議論の対象となります報告書（案）でございます。

まず、1ページ。目次のところでございますけれども、遺族のところ。前回のご議論を踏まえて、内容のほうを整理いたしまして、目次のほうも一部項目立てをいたしました。

それから、一部返納制度のところ。「一部返納制度」となっていましたので、そこに、「の整備」と入れさせていただいております。

それから3ページ、4ページの「はじめに」。2つ目のパラグラフのところ、「民間企業における退職金実務や地方公共団体の退職手当制度、さらに懲戒制度などの関連制度に関するヒアリングを行いつつ」と直しております。もともとの文章ですと、「各省庁や」というのが、ちょっとわかりにくく入っていたり、ヒアリングが繰り返し出て、どこがどうなっているのかわかりにくかった部分もありましたので、少し整理をいたしました。

それから下のほうですけれども、具体的な構成のところ、5のところの「遺族への支給制限制度及び相続人からの返納制度」では、非違行為を行った職員や元職員が死亡した場合に、その遺族や相続人を支給制限・返納の対象とすることも可能とすること」ということを加えております。

それから、最後の一番下の行のところでございますけれども、「7. 支給制限・返納処

分の手続」において、専門的な第三者機関の関与などの指針を示した」ということで、内容の例示をいたしております。

4 ページまでは、以上であります。

【塩野座長】 わかりやすくしたということと、その後の検討の進捗に応じて文章を追加、あるいは補充したということですが、よろしゅうございますでしょうか。もし、ご異論がなければ先に進ませていただきます。

【中島参事官】 それでは5 ページ目、「1. 検討の視点・範囲」でございます。実は、文章全般につきまして、特に阪田先生から、表現を含めていろいろと手直しをいただきました。中身に変更のないものについては、あえて紹介はしませんが、そういう意味で、若干前回の文章と違っているところもございます。

中身という意味では、5 ページの「1. 検討の視点・範囲」のところは前回と同じでございます。それから「2. 現行制度の問題点」のところ、5 ページ、6 ページのところも、若干文章は変わっておりますけれども、むしろわかりやすくなったということかと思いません。

6 ページの(2)の②のところでございますけれども、この部分、不支給に相当する非違行為を行った職員が死亡退職した場合等の記述を、少し拡充いたしております。これは前回の会合で、柳瀬先生のほうからも、死亡した場合の扱いは、払う前に死んだ場合、死亡退職の場合、いろいろ場合があるというご指摘がございまして、ここで一度きちんと説明をしておくということで、この部分を拡充いたしております。

7 ページの③までで、内容の拡充をいたしたところは以上でございます。

【塩野座長】 私の理解するところでも、きちんと説明したという趣旨だと思います。よろしゅうございますか。もし、特段のご異論がなければ。

【中島参事官】 7 ページの「3. 支給制限・返納の考え方」のところでございます。「(1) 退職手当の性格」のところは、基本的にそのままでございます。(2)の①の歴史的経緯のところ、これは座長からご指示がございまして、少し文章を膨らませております。今の制度について、「公務員法制上の制裁であると解することが適当である」というところの後ろですけれども、「このような理解は、退職手当と同様に公務員の退職に伴う給付であった恩給の受給権が、明治時代は刑罰における附加刑としての公権剥奪により失われ、その後、大正時代以降は、恩給法上の制度として懲戒免職または禁錮以上の刑により失われることとされてきた歴史的経緯とも整合する」というふうにいたしております。

その次。8ページの②、③、④のところですが、これも前回の会合で、やや、文章がわかりにくいというご指摘もございました部分でございます。中身といたしましては、②のところは、基本的に本人が生きている場合の支給制限、それから返納について書き、③のところでは、本人が死亡した後の遺族や相続人に対する支給制限や返納についてというふうに書き分けております。その結果、前回③のほうがもう少し分量が多かったものが、少し②のほうに寄ったと。③のほうは少しすっきりしたかと思えます。その上で、④のところにつきましては、②、③の中身を、よりきちんとまとめるという形での修正をいたしております。どうでしょうか、お読みしたほうがよろしゅうございますか。②、③、④については読ませていただきます。

「② 公務員法制上の制裁には、非違行為を行った個人を非難する側面とともに、退職手当が持つ勤続報償としての性格を前提に、非違行為により公務における過去の功績が没却されて報償を与えるに値しないものと評価して、当該職員の退職手当を受け取る地位ないし権利を否定する側面もあると考えることができる。このように理解すれば、元職員本人に対する支給制限は、非違行為を行った個人に対する非難と非違行為による当該職員の過去の功績の没却の両面から説明することができる。また、退職後に懲戒免職処分相当の事由が発覚した場合の元職員からの返納についても、非違行為を行った個人に対する非難のほか、非違行為により当該個人の過去の功績が没却され、退職手当には法律上の原因がなくなることから、受領した退職手当が不当利得に当たると考えることができる。

③ 元職員の遺族や相続人に対しては、元職員の非違行為を理由に非難を加えることはできない。しかし、功績の没却という側面からは、不祥事を起こした職員のみならず、その遺族についても、職員本人と同様に退職手当を受給する権利を否定することができるであろう。また、相続人からの返納については、非違行為により職員の公務員としての過去の功績が没却されて、当該職員が受領した退職手当には法律上の原因がなくなるため、言い換えると、当該元職員がそもそも返納すべきであった退職手当が相続されたと考えられることから、その相続した退職手当は法律上の原因が無いと、同様に、当該相続をした退職手当が不当利得に当たると考えることができる。

④ 以上のように、公務員法制上の制裁には、非違行為を行った個人を非難する側面と非違行為により当該個人の過去の功績が没却されるという側面があると理解すれば、現行制度の問題点を是正するために退職手当の支給制限・返納制度を設計することは法的に可能と考える。」

【塩野座長】 いかがでしょうか。

前回、ご議論があったところ、内容的なご議論というよりは、むしろ説明の仕方について、いろいろご議論がありましたので、こういうふうに整理をさせていただいたところでございます。

この検討会では、この法的根拠を論ずる意義があるかどうかという点も含めまして、いろいろご議論をいただきました。最初のころは制裁ということと、功績の没却がそれぞれ別個に書かれていたわけですがけれども、功績の没却というところを見ても、制裁的な要素もあるということも含めまして、両方の側面をにらんでいけば、制度的、法的な説明はできるのではないかと。あとは立法政策の問題として考えていきたいと思いますというように取扱いでございます。よろしゅうございますか。それでは、次に行きましょう。

【中島参事官】 それでは「4. 返納事由の拡大」。8ページの下のところでございますけれども、ここの部分も、阪田代理のほうからいろいろと手を入れていただきまして、すっきりした文章になっておりますけれども、中身的に少しご説明したほうがいいと思いますのは、9ページの「(2) 返納事由の拡大の範囲」の②でございます。これは前回お示した資料、中間とりまとめもそうだったんですけれども、もともとは、「地方公共団体、独立行政法人等への出向中における非違行為についても、当該出向機関を退職手当の算出根拠となる勤続期間に通算する以上は、出向期間後に発覚した場合であっても、退職手当の返納事由及び支給制限の対象とすべきである」と、わりとざっくりと書いてありまして、どういう意味なのかわかりにくいというのがありまして、具体的にわかるように書いております。「通算する以上は、退職後にそれが発覚した場合、退職手当の返納事由の対象とすべきである。なお、当該非違行為が出向終了後、退職前に発覚し、現行の懲戒制度上は懲戒免職処分とすることができない場合であっても、支給制限の対象とするのでなければ、制度として整合しない」というような修文でございます。

この部分、厚労省の前九州局長の場合ですと、最後の退職のところワンタッチで出向元に戻って、退職手当はそっちから出たというケースが実際問題あったものですから、出向と退職手当の支給制限・返納の考え方というのは、実は各省からの関心事項にもなっておりますので、中身としては出向期間中の非違行為であっても、その後、全くそれは知らないというのではなくて、退職手当を算出する際の勤続期間に通算する以上は、そこも後からきちんと追及しましょうということで、中間とりまとめ、それから報告書（案）も書いてきてはいるんですけれども、やめてから取り戻せるのであれば、やめていない場合は

どうなるのかというところ。もともと制限の対象とすべきと言いながら、それはどういう意味なのかというところが必ずしもはっきりしていなかったもので、こういうような文章としております。

【阪田座長代理】 「支給制限の対象とするべきである」とかいう表現だったんですけども、本来、懲戒処分ができるようにするということが、ほんとうは望ましい姿だと思うので、ここで、「すべき」と言うのは強過ぎるかなというような感じで、「整合しない」という言葉に変えただけなんですけれども、いかがでしょうか。

【塩野座長】 これは、「現行の懲戒制度上は」というのは、今、退職しているんですけども、前のことだから、現職の任命権者は何もできないということですね。だから、現行の懲戒制度という言葉がいいかどうかですね。「懲戒制度上は」ということだと思いますが、そういうことですね。確認の意味で。

【中島参事官】 そういうことです。地方公共団体の身分が切れてしまっているということですね。

【阪田座長代理】 何か変なんですけれども、いつ退職出向しても退職手当が支払われないという状態で、ずっといるというようなことになるわけですね。

【中島参事官】 そうです。むしろ念頭に置いていたのは、厚労省の前九州局長のようなワンタッチで戻ってやめたというケースなんですけれども、ワンタッチで戻れば、退職手当は全額出して、そのままいいのかというと、返納のほうは今も、実は、禁錮でも後で確定すると戻せるので、返納はできるだろう。そうすると、払っていない場合はどうするのかというところで、支給制限すべきではないか、ということですね。

【塩野座長】 はい。では、次へ行きましょう。

【中島参事官】 その次の、10ページの「(3) 返納命令を行いうる期間」というところで、前回の会議で角先生のほうから、民法の時効との関係で、起算点は退職の日ではなくて、退職手当を実際に支給した日とするという考え方があるのではないかというご指摘がございまして、その後、法的にどちらがいいのかということで、角先生といろいろご相談させていただきまして、中身としては前回と変えておらず、「退職の日から一定の期間に限定すべきである」としております。

ただ、角先生のほうから起算点とか退職手当を受給する権利が発生した日という言葉があると、いかにも時効という感じがすると。むしろここで言っているのは、いわゆる時効というよりも、行政命令を打てる期間という考え方で、退職の日から5年ということであ

れば、むしろ起算点という言葉を使わずに、こういうふうに淡々と書いたほうがいいのではないかということで修正案をいたしております。

【塩野座長】 これは税の更正処分の期間制限みたいなものですよ。

【中島参事官】 はい。

【塩野座長】 だから、それをあまり長くしてしまうと、かえって相手方に不利になるということがありますので、よろしゅうございますか。

きょうの一番の大きな課題は、5の遺族への支給制限制度及び相続人からの返納制度の創設というところでございますので、ここは多少時間をかけて、ご議論を賜りたいと思います。

【中島参事官】 それでは、読ませていただきます。

「5. 遺族への支給制限制度及び相続人からの返納制度の創設。

(1) 制度整備の必要性

① 現行の退職手当制度では、死亡退職の場合には支給制限されず、退職後に本人が死亡した場合に相続人から返納させることはしていないが、懲戒免職処分等の場合と均衡を欠いているという指摘がある(2.(2)②参照)。なお、東京都は、昨年10月、死亡により退職した場合の遺族への支給制限を条例化した。

② 昨今、公務に対する国民の信頼を著しく損ねる公務員の非違行為が発生している。これらは、職務に精励している公務員の全体から見れば、ごく一部のことで見られるが、このような不祥事の発生を未然に防止する制度を整え、もって、国民の信頼を回復することが要請されていると考えられる。

③ したがって、制度の不均衡の是正という観点に加えて、非違行為発生の抑止効果を高めるために、遺族への支給制限及び相続人からの返納制度を導入することが適当であると考えられる。

④ 遺族や相続人は、死亡した職員が本来持っていた退職手当を受け取る地位・権利が引き継がれるとの考え方に立てば(3.(2)③参照)、職員や元職員に対する支給制限や返納と同様に、遺族や相続人を支給制限や返納の対象とすることについては、法的にも説明が可能であると考えられる。

(2) 制度整備に当たっての留意点

① 他方で、遺族や相続人を支給制限や返納の対象とすることについては、㊦非難を加えるべき非違行為を行った本人が既に死亡しているため、その遺族や相続人を対象とした

制度とせざるを得ないこと、④刑事事件の公判中に被告人が死亡した場合には公訴が棄却されること、⑤諸外国においても死亡した者の遺族や相続人から退職金等を返還させる制度はみられないこと、⑥民間でも遺族や相続人に退職金の返納を求める制度はほとんどみられないこと等から、その制度化や具体的な制度設計に当たっては、慎重な検討が必要である。

② とりわけ、元職員が死亡した後、既に支給した退職手当を相続人から返納させる制度を設けることについては、⑦時間の経過もあり、本人不在の中で非違行為の有無を客観的に判断することが困難となる場合が多いと考えられること、⑧元職員のほか遺族や相続人の生活資金として退職手当が費消されている可能性が高いこと、⑨退職手当に見合う財産が既に相続されており、相続人が複数いる場合など、返納命令の執行が手続的に困難な場合もあることなどを考慮する必要がある。

③ 職員が在職中に死亡するなど、退職手当が未支給の場合には、②に指摘した事情もないことから、遺族への支給制限のみを制度化するという選択肢も考えられないわけではない。

### (3) 遺族への支給制限制度及び相続人からの返納制度の創設

① 上述の(1)、(2)を踏まえ、慎重に検討した結果、本検討会としては、そのための手続きを整備するとともに、特に返納については要件を限定した上で、遺族等(職員が退職後、退職手当支給前に死亡した場合の相続人を含む)への支給制限のみならず、相続人等(死亡退職の場合の遺族や、遺族の相続人を含む)からの返納制度を導入することが適当であるという結論を得た。上述の(2)①の留意点に関しては、⑩遺族や相続人は非違行為を行った者ではないことを踏まえ、個別の事案ごとに諸事情を考慮した運用が可能な制度とすることができること、⑪専門的な第三者機関への諮問を経ることにより、手続きの適正性を担保することができること、⑫諸外国の多くには、そもそも類似の退職手当自体がなく、検討の参考とはなり得ないこと、⑬民間においても就業規則に返還規定を設けることができないわけではなく、また、一般に民商法上の債権債務関係は本人死亡後には相続人に承継されることを指摘できよう。

② (2)③のように、遺族に対する支給制限は制度化し、相続人からの返納は制度化しないとすると、支給権者が支払ったかどうかで遺族や相続人の権利が左右され、また、非違行為が重大であり、事実関係が明らかな場合であっても全く返納を求めることができず、不合理であることから、双方を制度化すべきであると考え。ただし、時の経過、退

職手当の生活保障としての機能、執行の困難さ等の問題に加え、相続人の返納命令に対する予見可能性をも考慮し、返納命令の対象は、職員や元職員が死亡時点で既に起訴されているなど、非違行為に関する事実認定手続が開始されている場合に限定することや、返納処分の手続きが相続放棄の選択が可能な期間内に開始されている場合に限定することなどが考えられる。このほか、民間においてほとんどみられない制度であることも踏まえれば、返納命令の対象となる非違行為は、例えば、収賄など、公務員としての身分を前提としたもので、公務に対する国民の信頼を著しく損ねるようなものに限定することも考えられる。

③ 実際の運用については、遺族や相続人は非違行為を行った者ではないことから、事実認定に当たって、専門的な第三者期間の関与により手続きの適正性を担保する(7.(2)

④参照)ほか、個別事案ごとに、家庭の経済状況等の諸事情を考慮して、後述する一部支給制限や一部返納(6.参照)、さらには返納を命じないことを認めることも必要である。

#### (4) その他の意見

① 上記(3)に対しては、死亡により退職した場合に退職手当を遺族に支給しない制度を設けることは妥当であるとしても、退職後に本人が死亡した場合の相続人からの返納については、時の経過、退職手当の生活保障としての機能、執行の困難さなども考慮し、強制的な制度ではなく、自主的な返還を可能とするにとどめ、相続人の自主的な判断に任せるべきであるという意見もあった。その理由としては、これから支給される場合と既に支給された場合とでは、法的安定性の観点から保護されるべき権利の性格が異なるという考え方のほか、本人が死亡した後に相続人からの返納まで求めなくても、国民の理解を得られるのではないかという考え方がある。

② さらに、遺族や相続人は非違行為を行った者ではないことから、支給制限・返納ともに強制的な制度ではなく、退職手当の受給権の放棄や自主的な返還を可能とするにとどめ、遺族や相続人の自主的な判断に任せるべきであるという考え方もあった。」

**【塩野座長】** 前回、いろいろご意見をいただきまして、検討会としてはこういう考え方でまとめる。しかし、こういう意見も検討会ではありましたということ、きちんと明らかにしておこうということで、そういうことで整理をしていいということで、私のほうにお任せいただきまして、事務局、阪田委員、山本委員等と相談いたしまして、こういう形にした次第でございます。

なお、その他の意見のところ、内山委員のほうからいろいろご意見がございまして、国民の理解を得られるのではないかということの裏には、日本の国民的な感情として、死



者あるいは相続人、遺族に対するおもんばかりということもあるのではないかということが、わかっていたのではないかと思っております。

【内山委員】 改めて読んでみると、11ページの(1)の①ですけれども、これは流れの中で読んでいけば理解できるのかもしれませんが、少し文章が唐突な気がして、現行の退職手当制度では、死亡退職の場合には支給制限しないという、退職後に本人が死亡した場合に相続人から返納させることはしていないという……。これは、ずっと文章を読んでいけばわかるのですけれども、当然この前提は、懲戒免職処分または刑の確定に先立って本人が死亡した場合にはというのが入るわけですよ。そういう条件付きの支給制限であり返納ということですよ。そこのところは、最初の文章なので、もう一度繰り返しておいてもいいような気がしますけれども。

【塩野座長】 このところは、前のほうで一遍制度を書いているものですから……。ほかにもそういうところは多少あります。前のほうで書いておいて、念のためもう一度きちんと説明したというところがあるのですけれども、あまり繰り返すのもどうかと思って、少し簡単に書いた。そういう趣旨でございますが、そういう意味で(2.(2)②参照)と書いてあります。

【内山委員】 なるほど。

【阪田座長代理】 そして、あまり不祥事の有無等は関係がないという大変ですけども、死亡退職であれば、だれに対しても支給しないというようなことを含んでいると思います。返納はそもそもありませんので、それ以前の問題も少しあると思うのですが。

【内山委員】 そういう前提だと、この「懲戒免職処分等の場合と均衡を欠いている」という、その均衡の対象としていいかどうかということがございますよね。

【阪田座長代理】 それはそうですね。確かに。

【内山委員】 だから、それを考えると、もう少し限定しておくような文章のほうが、均衡を欠いているという表現を生かすのであればいいのかなと思います。

【塩野座長】 要するに、前のほうとのバランスの問題として、もう一度ここでしっかりと書いたほうがいいということであれば、前のほうのを持ってまいりますけれども、趣旨はそういうことでございますので、ここはちょっと考えさせていただきます。どうもありがとうございました。

【阪田座長代理】 在職中に非違行為があってもとか、そんな感じのご趣旨ですよ、内山先生がおっしゃるのは。

【内山委員】 そうですね。

【柳瀬委員】 12ページの(3)の②「返納処分の手続きが相続放棄の選択が可能な期間内に開始されていることに限定する」と書いてあるのですが、これは要件にする場合なので、返納処分の要件に返納処分の手続きが開始されているというのは、何か自己矛盾のような気がするんです。相続放棄の期間内に限定するだけなんじゃないでしょうか。単純にそのことを言えばいいんじゃないかと。

【阪田座長代理】 それは、要するに3か月だという話なんですね。

【柳瀬委員】 そういう意味です。

【阪田座長代理】 ちょっと短か過ぎるのではないかという疑問です。その返納の調査に、かなり時間がかかるということはある。ですから、仮に死亡前に調査着手していても、死亡後3か月以内に返納命令が出せない、要するに調査が完了しなくてということもあるだろう。まして死亡後に調査に着手するというと、なかなか3か月以内に調査を完了し、返納命令を出せというのは難しい場合があると考えられます。要は予見可能性なので、相続人に、何かそういう手続きが始まっていますよということが通知できればいいのではないかとこの考え方です。

【柳瀬委員】 そういう考え方だというのはよくわかるのですが、要件ですから、返納ができるかどうかというのを踏るのに、返納処分が開始されているというと、それはどうなるわけですか。

【阪田座長代理】 ですから、相続承認ができる期間を過ぎて手続きを開始することは、この場合、考え方としては許さないというか、できないということで。

【柳瀬委員】 そうだと思うのですが、それだったら、3か月過ぎたら返納命令ができないにとどまるのではないですか。

【阪田座長代理】 命令は今言ったように、調査に着手していれば、3か月後でもできるということはどうだろうかということですけども。

【柳瀬委員】 そうすると、着手が相続後3か月以内になされていれば、後でも返納処分はできるんだということを言いたいということですか。

【阪田座長代理】 ええ。だから、それをどうやって対抗要件として……。

【柳瀬委員】 だけど、返納をするかどうかの要件をここに書いてあるのに、おかしくありませんか、その言い方は。

【中島参事官】 むしろ、淡々と、相続放棄の選択が可能な期間内に返納処分の手続き

を開始している……。

【柳瀬委員】 「していること」とか。

【阪田座長代理】 なるほど、わかりました。

【柳瀬委員】 表現の問題ですから。

【角委員】 今の柳瀬先生のお話に関連して。表現としては、相続放棄が可能な一番最後の時点より前に返納処分の手続きが開始されていればいいわけで、相続放棄の選択が可能な期間内に開始されているという、死亡した後の期間だけ考えているみたいで。

【阪田座長代理】 それは違うんです。確かにおっしゃるとおりです。

【角委員】 ですよ。本人が活着ている間に始まって、死なれちゃったという場合もあるんで。

【阪田座長代理】 確かに、表現にちょっと問題がありますね。

【中島参事官】 実は前段の、「職員や元職員が死亡時点で既に起訴されているなど事実認定手続きが開始されている」という、「など」は何かと聞かれば、懲戒免職処分ということで、こちらの前段の「など」で読もうかと思っていまして、後段は、死亡した後、さらに追いかけるかという意味で、とにかく関係者がわかればという……。

【阪田座長代理】 なるほど、前とセットで読まないといけないんですね。

【塩野座長】 後段のほう、今のご議論を生かしてください。

【中島参事官】 はい。もう一回文章を考えます。

【角委員】 12ページの(3)②の最後ですけれども、これは結局、公務に対する国民の信頼を著しく損ねるようなものというのは、何をやったかというのもありますけれども、どういう対応でやったかとかいう、いろいろな要素が入ってきますので、②のところではなく③の運用のところ、一部返納とかいうときに効いてくる制度にしたほうがフレキシブルなんじゃないかと思うので、そこで、③の運用に移したらどうですかというご提案でございますが。

【塩野座長】 要するに考慮要素ということなんですけれども、ただ、この場合、そこをどういうふう考えるかです。要するに積極的な考慮要素ですね。返納を命ずるときの考慮要素としては、収賄とか、要するに身分犯的なもの。それから暴力を用いて何かをするというような、そういった公務員であるがゆえに求められる特別の規律がありますね。これはもう放っておけないだろうというのがここでの話し合いで、ところが民間でもしばしば起こるような事柄についてはどうかということについては、それはまた、別の考慮要

素のほうで考えたほうがいいかなということ、こちらは要件として書いているところがあるんです。

【森戸委員】 私は、もとの意見としては、ここはなくていいんじゃないかと思ったんですけども、ちょっと表現を変えていただいたので、「例えば」とあるならいいかなと。ただ、私は要件として書いてあるだろうという前提で伺っていたので、だから、場所的に移すというのは、ある意味、趣旨が大きく変わるんだろうなと思うので、そこは……、もともとの意見は、ここ自体、私はなくてもいいかなという意見だったんですけども。ここは、やったことの質を問うところではないんじゃないかなと思ったものですから。「例えば」とかを入れてもらって、ちょっと弱めていただいたので、いいかなと思っていましたんですけども。

【阪田座長代理】 ただ、制度としてつくるところはあまり変わらない。運用の問題ではないということですよ、ここにあるということは。

【森戸委員】 そうです。

【阪田座長代理】 だから、それが適切かというのは、確かに少し議論があるかなというふうに私も思いますけれども。

【塩野座長】 こういうことを入れた趣旨は、返納制度までいくのは問題ではないかというご議論があるのに対して、返納させるというのは、よくよくの場合ですよということについて、それをどういう形であらわすかという、そういうことで書いてあるところです。やや、定型的な事例として、公務員であるがゆえに課された特別の倫理規定に違反するような場合は、これはもう見逃せませんというような話になるわけですね。

【阪田座長代理】 限定した上で、②は制度ですね。③は運用ですから、もし、こういう限定をすると、その上でさらに一部返納だ、返納させられるというものが有り得るということになるわけですよ、考え方としては。だとすれば、やはりこの罪状、それから情状を含めて、角先生おっしゃるように③の運用と。家庭の状況が書いてあるところですけども、というほうが、すっきりはするかなという気はしますけれども。

【塩野座長】 後の家庭の事情とか何とかというのは、やや重みが違うということなんです。これはけしからんというふうに国民が怒るだろうと。

【阪田座長代理】 いや、でも怒ったものについて③は書いてあるわけで、怒らないものはもう外すということですよ。

【塩野座長】 その点は、②で書き尽くしているかどうかという問題はあります。だ

から、例えば、それは民間で起こりそうなことだけれども、こんなひどいことをやるのかという点については、それはやはり考える。だからそこは、これは、例えばということでこういうふうに書いてありますけれども、だれが見ても、これは倫理に反していて極刑だというような場合は、それはまた別の行為として入るわけで、それはやはり、家庭の事情とかとは、違うもので、行為自体に着目した事柄ですので、単純な考慮要素の問題ではないだろうということなんです。

だからこれは書き切っているかという、必ずしも②のところは書き切っていないんです。このままいくとしますと、身分犯的なものほかにも、およそやはり見逃せないものがあるので、その条文の書き方はいろいろあるかと思えますけれども、その他、国民の信頼を著しく損ねるものというようなものが、行為として入るかもしれません。

【内山委員】 この制度運用の前提となる大原則というレベルで私は考えていたので、単なる運用に当たっての考慮事項の1項目というレベルとは、少し扱いが違うのではないかなという気がするのですが。

【塩野座長】 そういうつもりで書いてある……。

【角委員】 だからまさに、そこが、そう組み立てるかどうかというところの、基本的な返納制度への考え方だと思うんですけども、私はどちらかという、とにかく、懲戒処分相当なものは、まず、まな板の上に上げましょう。それでいろいろと、片方ではやったことのすごさと、残された人たちの状況をにらみながら、どう処分するかというふうに考えましょうという、借地借家関係の正当理由みたいな、ちょっとファジーな制度のほうがいいのではないかなというか、ばさっとここで要件を絞ってしまうと、グレーなケースが出てきたときに、またトラブルが起きちゃうので、やはり両方を見てではないかな。本人がやったことと、その後の状況というので、それで運用にという。ですから返納制度をどう組み立てるか、要件で置くか、③に行くかで、かなり、ちょっと違う、発想が違う……。

【塩野座長】 そこは、公務員法制をどう考えるかということだと思んですが、私は借地借家法とは全く違うと思っています。これはやはり、法律で定められた法定の勤務条件の制度ですから。おまけに公務員というのは国民全体の奉仕者であるとともに、特別の権力を与えられているわけですから、そういった特別の地位にある者がこういう行為をした場合には、とにかくそれを載せません。それからここには書いてありませんけれども、民間と同じようなタイプの非違行為であったら、これはやはり見逃せないというものは、

むしろ要件として掲げたほうがいいのではないかというふうに。一種の法定要件と、それから考慮要素というものと分けたほうが、私だけではなくて、皆様のご議論にも合致するのかなと思ったんです。最後がファジーだと、これでは返納対象を絞り込むという趣旨に合致しないのではないかと思ったものですから。

【阪田座長代理】　ただ、懲戒免職相当だということは、もう、大前提としてあるということだと思えます。多分。

【塩野座長】　それはそうです。

【阪田座長代理】　それを、さらにここで、②の最後のところの考え方は、いわば懲戒免職はやり過ぎだったのではないかと。そんなことはないんだけど、もう少しきめ細かな懲戒制度ができていれば、懲戒免職処分にならなかったであろうというのと、それでもなったであろうというのを、あえて分けるかというような発想なのかなというふうに思うので、ちょっと……。

【塩野座長】　いや、そうでもないんですけども。もう一つは懲戒免職処分に対するイメージがあるんですけども、最近、懲戒が厳罰化しているんです。そういう状況にあって、この問題を考えるということで、いろいろ議論があるというふうに思いますものですから。懲戒免職となるのは現代の水準からいくと当然だと。しかし、さらにこれに返納として追いかけるかどうかということで、返納として追いかけるべきでないというご議論が非常に強かったものですから。そこで、妥協案ではありませんけれども、むしろ公務員の特色ということについてから絞りをかけるのはどうであろうかという、そういったアイデアなものです。

【山本委員】　少人数で議論したときに、私もちょっと混乱していたところがあるのですが、要するに時間による限定と、内容による限定との関係なのですけれども、時間によって限定して、なおかつ内容で限定するとすると、何かちょっと変な感じがします。例えば、もう既に手続きが開始されているのに、普通の懲戒処分相当であれば、それ以上手続きは進めないで、重い場合は手続きを進めて返納するのは何か変な感じがするのですが、ただ、そうではなくて、時期で限定するというのが、「または」の関係になり、一定期間に開始されていれば、それは一般の懲戒免職処分相当の場合すべてを包含すると。けれども、ちょっと時間がたってから、きわめて重大な非違行為が発覚した場合をつかまえようという趣旨なのですよね。

【阪田座長代理】　そういう趣旨ですか。

【山本委員】 どちらをとるかによって、全く違うことになってしまう。今のご議論は、どちらかというと時期を限定して、なおかつ内容でも限定しようという、前提だったわけですね。

【塩野座長】 そこは必ずしも明確ではないんです。

【山本委員】 私はむしろ時期で限定をして、でも、時間が過ぎてからものすごい問題が発覚した場合に、つかまえる可能性を少し残す趣旨と受けとったのですが、どちらで理解するかははっきりさせないと、議論が混乱するような気がします。

【塩野座長】そこは、私はあえて完全な仕上げにはしていないんですけれども、これは今後、具体的に制度化していく場合に、もっといろいろなことを考えなければいけない場合があります。ここで、全てを決めつけて、これを尊重しようと言っても、それは無理な話なので、我々としてはいろいろな、こういうことを考えて、こういう提案をしました。ですから、これを運用のほうに入れるということはもちろんあり得るわけですが、ここでの考え方は、今申しましたように、時期で決めるということと、それから行為の重大さということで、一応要件を決めてみましょう。あと、運用のほうは総合的に勘案するというつくりでできているということになりますね。

だから時期のところも、多少、山本委員の考え方と、それから少人数で考えていたときの考え方とは、ちょっとずれているときがあると思います。

【山本委員】ただ、議論をするときには、「かつ」で結ぶか「または」で結ぶかによって全然違うものになってしまうので、最終的にどうまとめるかはともかく、議論をするときは、どちらを想定するかを特定しないと混乱すると思います。

【塩野座長】わかりました。私の感じでは、率直なところは、前の時間的な限定のほうを採用されなくても後ろの限定は採用されるだろうという、そういうチョイスもあるわけですが、ですから逆に前のほうだけで採用されるというチョイスもあるというふうには思いますが、いいですね。

【阪田座長代理】なるほど。そうすると「オア」ですね。

【塩野座長】「オア」ですね。僕は「オア」の考え方をちょっと持っていたのですが、ただ、「アンド」でも別におかしくはない。そういうやり方もあるなということ。

【森戸委員】そこは、読む限りは「アンド」か「オア」かわからないように書いてあるわけで、私も、そういうことなら、「例えば」ならいいだろうと思ったので、むしろ、座長がここで要件だ、要件だと言われると、何か要件になるのかなと思って……。あまり突

き詰めると、今の話をどっちかに決めなきゃいけないのは、ちょっと無理なような気もするんですけども。

【塩野座長】 私もそういう趣旨です。

【阪田座長代理】 なかなか書きにくいであろうという感じもしますが、身分犯に限定するというのなら、当然すっきりするのですが、その他というのを書き出すと、何か限定していることになるかなという。

【塩野座長】 いや、そこは最近の法律とか、いろいろ考えていると、あまりきちんと限定するのは、こういう世の中だと無理なんですよね。結果的に重大なものがこぼれちゃって。だから、核はきちんと書いておいて、それからその後、フリンジなものが、やはりあり得ますよということをしないと、大体、現代法というのはそういうものじゃないかというふうに私は最近思っているんです。だからこれで切って、全部これを出し切ってしまうつもりはないんです。

【阪田座長代理】 そういうような、相当弾力的な運用が可能であるような要件であるとすれば、③も書くわけですから、③にそのように書けば同じことではないかという感じが。

【塩野座長】 一応これは違うんですが。

【森戸委員】 でも、今のは弾力的な運用が可能な要件というご趣旨ではなくて、履行の仕方は、少し幅がある要件になりそうなものを書いたという趣旨で、やはり、要件か要件でないかといったら、一応、要件の要素として書いたということですよ、多分。

【塩野座長】 ③でもいいんですけども、ただ、「個別事案ごとに、家庭の経済状況等の諸事情」には入らないんですよ。

【阪田座長代理】 いや、やはり犯罪の重大性とか、その後の生活態度とかは入るのではないですか。

【塩野座長】 いやいや、それとは質が違うんじゃないかと。

【阪田座長代理】 そうですかね。

【塩野座長】 子供が何人いるかとかいうこととはですね……。

【阪田座長代理】 いや、家庭の経済状況はそうですよ。家庭の経済状況に入るとは思わないですけども、「等」という中には、そういうたぐいのものが……。

【塩野座長】 いやいや、それはなかなか入りにくいですよ。

【阪田座長代理】 でしょうかね。



【塩野座長】　　ここは、制度をつくっていくときに③でということは、私も否定するつもりはありません。だから、実際にできると、阪田代理や角委員が考えているような条文の仕上がりになっているかもしれません。

【内山委員】　　ニュアンス的には、「このほか」ではなくて、ここは「そもそも」でもいいのではという気がしていたんです。

【柳瀬委員】　　そうすると、何かちょっと、話が……。

【内山委員】　　というのは、国家公務員に対する信頼を回復するための必要措置として、これはやりますよということです。だから、それだけの決意を持って制度化しますよということです。だから家庭の状況とか、そういうのと、おのずとレベル感が全然違うのではないかと思うんです。

【塩野座長】　　私もそう思いますね。

【阪田座長代理】　　これは狭めているんです。

【内山委員】　　そう、狭めている。

【塩野座長】　　それは、内山委員は最初から、やるとしても狭めるという立場だから。だから、いろいろな人のことを考えながら書いていくと……。

【内山委員】　　安易にこの伝家の宝刀は抜くのは如何かという感じもあります。

【柳瀬委員】　　だけど、均衡論のところからこの制度をつくらなければいけないとって、さらに、公務員だけはこうですよ。僕は「オア」なら賛成するんだけど、「アンド」にするなら、ちょっとやはり抵抗を感ずる。「オア」なら期限で切れたけれども、もっと悪いやつがいたので、期限で切ってしまうのはどうかとって補足するんじゃないのという、そういう考え方です。

【塩野座長】　　期限的な限定できるというのはなかなか書きにくいだろうと。逃すための限定と思われてしまいますから、後のほうがないと、やはり時期的な限定だけでは仕切れないと思います。

【阪田座長代理】　　期限の例外としてつくるということであればということですよね。しかし、そこまで明確な意図はないという……。

【塩野座長】　　そこは、ここでのいろいろな議論を紹介していこうと。

【柳瀬委員】　　ただ、このほかということになると、どう見ても「オア」には読めない。

【角委員】　　読めないですね。

【阪田座長代理】　　でも、そこは立法裁量ですから、ここではパーツをそろえておくと

ということですよ。 「ことも考えられる」 だから、入れても、一部取り入れても、全部取り入れても、そこは裁量の……。

【塩野座長】 ここであまり、きちぎち固めてもしょうがないですね。

【角委員】 さっき塩野先生がおっしゃったように、多分、懲戒免職に対するイメージが、私はそもそも懲戒免職というのは、公務に対する国民の信頼を著しく損ねるから組織から放逐されるので、公務に対する国民の信頼を損ねる場合は、停職とか減給とかにとどまるので、懲戒処分相当というのは決まっているのではないかという、何か、そのところの温度差じゃないかと思うので、この文章が外に出たときに、国民の目線というのを考えると、その温度差をつかれると、ちょっとというような気がするんですけども。

【塩野座長】 その点は、要するに懲戒処分というのは、民間にも懲戒解雇はある話で、だから、それと大体同じレベルのことをやっていたときに、ここで公務員だけ飛び出ることができるかというのは、前から内山委員のご意見なんです。けれども、そこは同じ懲戒免職処分でも、いろいろグレードがあるじゃないか。民間だって、この程度のことをやれば、それは懲戒解雇になると。しかし、公務員独自の軌範に反する場合にはきちんとやりましょうということで、民間であったって、同じ懲戒解雇だって違う話ですよ。随分幅は広いですよ。だから、懲戒免職が等し並みに、そんな同じかというふうに思われると、それはいろいろな場合があるので、だから民間でも起こりそうなこと以上のこと、あるいは民間でもこれはひどいというのをここで捕まえるふうにしないと、民間が相続人まで追いかけないのに、何で国家公務員だけ追いかけるのかということについて、きちんと答えなければいけませんね。

【阪田座長代理】 そこはもう、書けないなら書けないでいいのですが、例えば強盗殺人なんかだと、当然追いかけるんだという話になるんでしょうね。だけどこれは公務に対する……。

【塩野座長】 いやいや、だからそれは、「例えば」ということでこれは公務は出しているわけで、このほかに何か、一般条項がおそらくつくでしょうと。

【阪田座長代理】 それじゃ、覚醒剤なんかだと、在職中なら間違いなく懲戒免職になる、起訴もされる、失職もするということですよ。だけれども、この世界では、どういふものを考えればいいのかよくわかりませんけれども、勘弁してやるということなんですか。

【塩野座長】 そうかもしれませんね。相続人についてですよ。

それは、何でこんなことになっているかという、まず、支給制限はいいだろうと、そこまでは。で、返納はだめだというご議論があったものですから、それも、私の議論からすれば、支給制限がいいのならば返納だって全部認めたっていいじゃないかということになるんですけども、それはそうではないでしょうということで、グレードをつけているところなものですから。

【阪田座長代理】 最後の手続きのところに出てくると思うんですけども、16ページの(2)の②というところで、「非違行為があったと判断した場合には、第三者機関に諮問をする」ということになっているわけですが、12ページは、この諮問が要らないという世界に、一応なるということを書いてあるわけですね。

【柳瀬委員】 要件にしてしまえばね。

【塩野座長】 いや、そうはならないですよ。

【柳瀬委員】 いや、そうでしょ。返納の要件が当てはまらない人はそもそも返納できないんだから、諮問機関にかけるわけがないわけで。

【塩野座長】 いえ、最後のほうでまた出てきますけれども、返納を命じないということ……。

【柳瀬委員】 いや、それは返納の要件が当てはまるけれども返納を命じない場合を言っているのであって、返納の要件から外しちゃったら、もう第三者機関にはかからない。

【阪田座長代理】 要件には該当するんだけど。だけど、およそこれは要件に該当しないということになるわけですね。12ページの一番最後にあるようなことを、要件として書けば。

【塩野座長】 そこは、要件の認定に間違いがあるわけでしょう。そのところ、そう機械的に決まってくるわけじゃありませんから。それから、さっきから言っているように、「例えば」ということで、このほかに何か、これだけで私は始末がつくというふうには思っていないと。

【阪田座長代理】 諮問の要件というのは、この前も議論したと思うんですけども、各省各庁が懲戒免職相当であると判断した場合に始めたということになっているわけですよ。ですから、そこでもう要件を満たさないという。要するに懲戒免職に相当しないですよということも聞かなくてもいいという仕切りになっているので、同じように、今の国民の信頼を著しく損なうというところも、それは損なわないと。損なうものに限ると書いてあれば、損なうか損なわないかの判断は、当然に各省各庁において行うということに

なってしまうのでしょうか。

【塩野座長】 そうですね。不確定概念ですね。

【阪田座長代理】 それは、懲戒免職相当かどうかと同じじゃないですか。

【塩野座長】 それはそうですよ。だけれども、懲戒免職相当というのは任命権者の固有の権限だからです。こちらは返納制度ですから。返納制度については、むしろ裁決機関だっていいではないかという議論があって、ただ、行政簡素化の面から、そこは諮問機関にしたわけですから、今度、返納の制度については、むしろ、私は諮問機関が専権を持っているというふうに思いますけれども。

【内山委員】 第三者機関に諮るといふ、そこでさっと分かれてしまう話ではなくて、第三者機関として、そもそもこの制度を運用するに当たっての背景には、こういう議論があったんだと。そういうのを踏まえて第三者機関も判断してくださいという、私はそういう意味で、ここは精神論を述べている話なのかなと。それですべて限定してしまうという世界ではないのではないかなと。

【塩野座長】 それでは2つの考え方があるという気がしますので、②はここでおさめさせていただいて、さらに、③の最後は、「必要である」とやっておいて、「なお」で、最後の、公務員独自のこれについては、むしろこちらのほうで考えるべきだという考え方があると。それでよろしいですか。

それでは、その次の自主的な返還のところ、これは角委員。

【角委員】 気になっておりますのは、何かぎらついているという気がして、例えば相続人の自主的な判断に任せるべきというものが、そうしたら、自主的な返還を可能とするにとどめるべきであるというぐらいのほうが、いいのではないかなという。日本においては自主的判断はないんじゃないかと思っておりますので。

【塩野座長】 では、そういうふうにしませう。(4)の①と②は「とどめるべきである」でとめませう。よろしいですか。

それでは、一部支給制限のほうへ行きませうか。

【中島参事官】 それでは6の一部支給制限のところですけども、13ページ(1)の①。これは法的根拠のところと中身が合うように文章を修正しております。ちょっと読みますと、「その勤続報償としての要素を重視するとし……」、前段のほうで、勤続報償、生活保障、賃金後払いというものがあって、その勤続報償からといっても、直ちに生活保障や賃金後払いを全くしなくてもよいということにならないと言った上で、「また、その勤

続報償としての要素を重視するとしても、退職手当の不支給という制裁を非違行為を行った個人に対する非難としてみた場合には、非違の重大性との間で均衡のとれたものとする必要があり、功績が没却され、退職手当が受け取る地位ないし権利が否定されるとする立場からも、本人の過去の功績の度合いと非違行為によってそれが没却される程度とを比較衡量する必要があると考えられる。」というふうにいたしております。

それから次のページ、14ページの③の部分でございます。前回のときに阪田代理からちょっとご発言のありました一部支給制限のところ、「全額支給を原則としつつ」として、「例えば、その50%を上限とする」というような例示を入れるというのが、追加としての案でございます。

それから④の執行猶予のところ。前回いろいろご議論ありましたけれども、現在の案としては、「一部支給制限とする余地がないかどうかあわせて検討すべきである」ということをご確認いただければと思います。

それから⑥のところですけれども、たびたび話題になりました調整額不支給のところ。いろいろ書いてあったのですけれども、「例えば一部支給制限制度と、その創設に伴い」というのも書いてあったんですが、必ずしもそれも論理的じゃないねと。書けば書くほどかえってわからなくなるということもありましたので、むしろここは簡略化して、淡々と、現在あるということについては、「理論的根拠が必ずしも明確でないこともあり、廃止することも検討すべきである」というふうに出しております。

それから、一部支給制限の基準は基本的に変わっておりません。それから一部返納制度の整備のところ、これは脚注ですけれども、国家公務員の場合、雇用保険がないものですから、失業者の退職手当相当という部分がある程度確保されている制度がございまして、雇用保険相当分というものについては、現在でも禁錮以上の刑の場合の返納のときに控除することとなっておりますので、そういう制度があるということをお脚注のほうに明記をしたというものでございます。

【阪田座長代理】 何から控除するのですか。

【中島参事官】 支払った退職手当額。返納すべき退職手当の額から、失業者の退職手当に相当する額を控除した額で、返納命令を出しているというのが、今の禁錮刑の場合の返納制度です。

【阪田座長代理】 受け取った退職手当、あるいは支払われた退職手当の額からということですね。

【中島参事官】　　そうです。

【阪田座長代理】　　そこら辺、少し書いておくとわかりやすいかもしれない。

【塩野座長】　　どうもありがとうございました。

むしろ、皆さんとあまり議論がなかったのは、50%という数字が一応入っていますが、ここは、阪田先生ご説明いただけますか。

【阪田座長代理】　　読んでいて、一部であれば1割カットでも2割カットでもいいのかというふうな感じで読めたのですけれども、以前、議論があったと思うのですけれども、やはり5割ぐらいが限度なのではないかという感じだったと思いますし、世の中の納得感みたいなことを考えても、一部と言って、実質ほとんど全額を支払われるような制度だということになると、少し抵抗感があるのかなということで、あえて明記をしましたが、設ける必要はないというご意見が多ければ、こだわりませんけれども。

【森戸委員】　　そうすると、意味としては、50%上限というのは、支給額が50%、つまり1割カット、2割カットというのではないと。カットするときは、5割かそれ以上だと。

【阪田座長代理】　　そうです。

【森戸委員】　　一部支給は5割か、それ以下だという意味ですね。

【阪田座長代理】　　5割以下です。

【森戸委員】　　これを読むと、50%というのがどっちなのかなというのがわからなくて。50%制限というと、何となく私は2割カットとかがあるようにも読めるなと思ったんですけれども。

【内山委員】　　私は逆に読んでいた。であれば、例えば、50%を上限とする一部支給が可能となるようなということではないですか。

【森戸委員】　　まあ、そういう意味です。ただ、一部支給制限制度の話をしているので、何かややこしくなって。表現はいいとして、内容自体の議論も、ほんとうはしなきゃいけないんだらうけれども、どうなんですか。私はあまり考えてはいなかったのですけれども、今のお話だと、1割カットしましたとか、5%カットしたとかいうのができるようにしておいちゃまずいだらうという判断ですね。

【阪田座長代理】　　ええ。それだと、あまり、ほとんど意味がない。名目的なカットというのはあってもいいのかという感じがしないでもないし、段階が多過ぎると、運用も非常に大変だと思います。だから3と5と、せいぜい2つぐらいなのではないかと、その上

に7というのをつくるかという、抵抗があるなという、そういう感じ。だから、25とか28とか35とか、そんな、非常にアナログ的に、連続的に幅があるというように感じでは、なかなか運用できないだろうと思います。

【森戸委員】 やはり、原則支給しない場合に、何か事情があれば、ちょっと出してあげるよという制度なんだという趣旨を明確にしろということですね。

【阪田座長代理】 50%はという数字はともかく、ただ、一定割合を限度とするんだというような趣旨はあってもいいかなということです。

【塩野座長】 こういう答申で具体的な数字を出すほうがいいのかどうかですね。やはり、一定割合を上限とするということできましょう。

それからあとは、④の「余地がないかどうか併せて」のところ。これは執行猶予ですね。表現を修正したという。

【中島参事官】 そうです。一応、この間議論があったので、これでよろしければ、もうこれで。

【塩野座長】 これでよろしゅうございますか。それではまず、「7. 支給制限・返納処分の手続」について、ごく簡単に説明を。

【中島参事官】 ここのところ、前回の会議でご指摘のありました16ページの7. ②のところの例示の仕方が、もともと「一般職のみならず特別職も」と書いてあって、中身が漠然としておりましたので、実際のところ考慮すべき一番の対象になります、「国会職員、裁判所職員等も含まれる」というふうに例示をいたしております。

ただ、(2)の②のところですけれども、この部分、前回の場合には、やらない場合にも諮問する、やる場合にも諮問する、必ずしも明解でない部分もあったので、では、どうする場合にするんだということで、懲戒免職相当の非違行為があったと判断された場合には、これはもう、必ず第三者機関に行くんだと。その上で、中身に依じて返納の要否を含めて検討するということがかという、明確化した案文でございます。

前回、座長のほうから通報でもいいんじゃないかというようなご議論もあったんですけども、むしろここでは、逆に強めたような判断。

【塩野座長】 先ほども議論になりましたが、一応全部、とにかく第三者機関に行くという、そういうつくりにはしております。

【中島参事官】 ただ、④のところ、どういう場合に行くのかというのは、ある意味、実は要件の書き方で、先ほど柳瀬先生がおっしゃったように、もともとの範囲がほんとう

に狭ければ、そこまで行く必要があるのかというのは、今後、制度づくりの中でよく詰めていかないといけない部分ですし、今の段階でちょっと、どちらというのはなかなか……。

【塩野座長】 私は、やはり不確定概念を使っている以上は第三者機関に行くべきだと思います。時間的制限により行かないという場合は別ですけれども、何かしら不確定概念を使っているという要素があれば。

【内山委員】 いろいろと、議論に参加させていただきまして、私自身もこの検討会に参加する前と後で、随分、公務員に対する考え方が変わってきたと思います。今、どちらかという風潮が、国家公務員に対してかなり厳しめの空気がある。決してそれは悪いことではなくて、コンプライアンスでございませうとか、基本的なルールを守るとか、非違行為を行わない。これは大事なことですし、それを防止していかなくちゃいけないというのは重々わかるのですけれども、ただ、いろいろな意味でのバランスが欠ける議論になってしまうと、本来、我々が国家公務員に期待しなくてはいけないことを、国家公務員がしづらくなるという世界ができないように、我々は十分注意しながらいかなくてはならないかなと思います。

実際、私も20年以上、国家公務員の方とのおつき合いがありますが、むしろ民間と比べて、かなり苛酷な労働条件に置かれているなということも感ずることもあります。それが、全体に対する奉仕者といった倫理観とか精神論で、皆さん、いろいろ職務に取り組んでいるんだと思います、こういった、ある意味規制を強化していかなくてはならないという議論をするのであれば、また一方において、現状、置かれている状況を判断した、公平な、やはりフェアな考えで議論を行っていかないと、将来の日本の国のあり方ということにも関係してきてしまう。国家公務員のやみくもの弱体化というのは決して喜ばしいことでもないし、望ましいことでもないし、これから国家公務員を目指そうとしている人間たちの意欲の低下を招いてはいけないと思います。そういった観点の議論がやはり必要なかなという気がしております。

【塩野座長】 十分ご意見を生かし切れているかどうかというのはありますけれども、いろいろご意見をいただきまして、どうもありがとうございました。

では、10分間休憩させていただきます。どうもありがとうございました。

( 休 憩 )



【塩野座長】 再開いたします。

それでは、修正部分のみ事務局のほうからご説明いただきましょう。1つ1つやっていきます。

【中島参事官】 まず、最初の修正が9ページの(2)② 出向のところで「現行の懲戒制度上は」というのを、「現行の」をとって「懲戒制度上は」としております。

それから、次のところが11ページ。5の(1)。上のところですが、**「在職中に非違行為があっても」**とつけ加えております。

それから、12ページのところの書き方。これはちょっとこれでいいのか、先ほどの手続き開始のところの限定の書き方ですが、**「相続放棄の選択が可能な期間内に返納処分の手続きを開始しなければならないとすることなどが考えられる」**というふうにしたのですが、柳瀬先生の趣旨からすると、こういうようなことですか。

【柳瀬委員】 はい。限定が、要件にという解釈でしたよね、今までのお話としては。

【塩野座長】 そうですね。

【柳瀬委員】 そうすると、返納処分の要件として、返納処分の手続きが開始されているかどうかというのはおかしいので、こういう言葉のほうがわかりやすいのではないかという意味です。

【阪田座長代理】 わかりました。

【塩野座長】 柳瀬委員がこれでよろしければ、はい。

【中島参事官】 それから、その次のところですが、13ページの③の最後に、**なお書きを追加いたしました。「なお、②で述べた公務員としての身分を前提とし、公務に対する国民の信頼を著しく損ねる非違行為であるかどうかについては、返納命令の要件としてではなく、そこに運用上の考慮要素とすべきであるという意見もあった」と。**

【阪田座長代理】 「例えば」は「公務員としての身分を前提とし」はかかっているんですかね。これは例えばの世界の話だから。それとも、これは全部にかかっているんですかね。それから、公務に対する国民の信頼を著しく「損なう」のほうがいいと思う。

【中島参事官】 これは、原文は普通に読むと「収賄など～、身分を前提としたもので」ぐらいまでしかかからないような感じもしますけれども。

【阪田座長代理】 ですかね。

【塩野座長】 ②の表現を全部引いて。

【中島参事官】 「例えば収賄など、公務員としての身分を前提として」と。

【塩野座長】 全部引用して、「ついても運用上の考慮」ということで。

【中島参事官】 「ついても、運用上の考慮とすべきであるという意見もあった。」と。

その次のところの(4)の①、それから②、両方共通ですけれども、「自主的な判断に任せる」というところを削除いたしております。

それから14ページの③、「したがって、懲戒免職処分をする場合であっても、退職手当については、全額不支給を原則としつつ、非違の程度等に応じて、例えば一定割合を上限として支給することが可能となるような制度を創設することが適当である」と。

【阪田座長代理】 「その一定割合を上限として」というのかな。

【中島参事官】 「その一定割合を上限として、一部を支給することが可能となるような制度を創設」。

修正した箇所は以上でございます。何か、修正漏れがあればおっしゃってください。

【塩野座長】 おそらく、もう一度お読みいただくと、ここがちょっと意味が通らないとか、それから「べきであると考えられる」というのは一体何だというのがありまして、ただ、「べきである」ととめるのと「考えられる」ととめるのでは、かなりニュアンスが違いますので、そこは原文の趣旨を損ねないような形でおさめたいと思っております。

【中島参事官】 修正案につきましては、できれば、あした中にいただければ。あしたの何時でも結構ですので。もちろん、先ほども言ったように、週末にもう一度お読みいただいて、月曜日の朝いただいても結構でございます。

【塩野座長】 そして、最終回では、今現在の案にさらに修正が加わった部分についてだけ確認し、報告書として取りまとめたと思います。

【中島参事官】 次回の予定ですけれども、6月4日の午後を予定しております。また、カメラと大臣が入る予定となっておりますので、会議の流れといたしましては、冒頭、最終的な修文を確認していただいて、正式な報告書にさせていただくという作業をしていただいた上で、大臣に手交していただくということを考えております。

時間自体は、まさにそこは座長とご相談ですけれども、場合によっては15分、20分のような会議になるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

【塩野座長】 ぜひ、ご出席いただきたいと思っております。その後で、記者会見を私と阪田代理とで行います。

では、本日はどうもありがとうございました。